

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

災害の種類	物損事故	工事区分	護岸工
事故内容	資材運搬車両と一般車両の接触事故	被災者	女性
被災状況	軽乗用車のフロントバンパー及びボンネット損傷	職業	—

〔災害の概要〕

□現場の状況：

準備工として、公園内インターロッキング舗装の養生材料とするプラスチック敷板を現場搬入しようとした**資材運搬トラック(リース会社)が搬入路入口を通り過ぎため、後退しようとしたところ交通誘導員の合図を間違っ**て認識し、後方で一時停止していた軽乗用車と接触した。

□事故の概要： 令和4年11月14日(月曜日)

資材運搬トラックの運転手は、頭から搬入路に進入する予定であったが、搬入路入口を通り過ぎてしまった。本来、**交差点部に配置されているべき交通整理人が一時的に配置場所を離れており、戻る途中で資材運搬車に現場の方向を示した**(後退のタイミングは自分が定位置についてから出すつもりであった)。しかしながら、**リース会社の運転手は、それを「後退してよい」との合図と間違っ**て認識してトラックを後退させた。後続車両はなぜ停止したか不明だったため、3mほど後方で待機していたが、いきなり後退されたため反応できず車両が接触した。

□安全対策の有無 有

- ・交通誘導警備員(有資格者)を1名配置(ただし、事故時には現場から外していた)
- ・作成したハザードマップでは、搬入出入口の危険があるとして交通誘導員を配置すると明記し、注意喚起していた。
- ・**新規入場者教育、KY活動、作業手順書を実施**し、一般車両への接触に注意喚起していた。

〔再発防止策〕

□問題点：①交通誘導員が現場に常駐していなかった。

②工事車両の搬入時のタイムスケジュール管理がなされていなかった。

③交通誘導員のサインが周知徹底されていなかった。

運転手がトラックを交通誘導員のいない中で後退した。(後方不注意)

④搬入車両に進入方法の徹底がされていなかった。(口頭指示のみ)

□防止対策：①交通誘導員を必ず常駐させる。

外す必要がある場合には、現場代理人等に連絡し、別作業員と交代してから外す。

②運転手には現場到着15分前に現場代理人へ連絡を行うこととし、搬入時のタイムスケジュールを徹底する。

③元請・下請に限らず、交通誘導時のサイン等の交通誘導の方法を各業者へ周知徹底する。

④元請・下請に限らず、工事用車両全てに進入方法を周知徹底する。

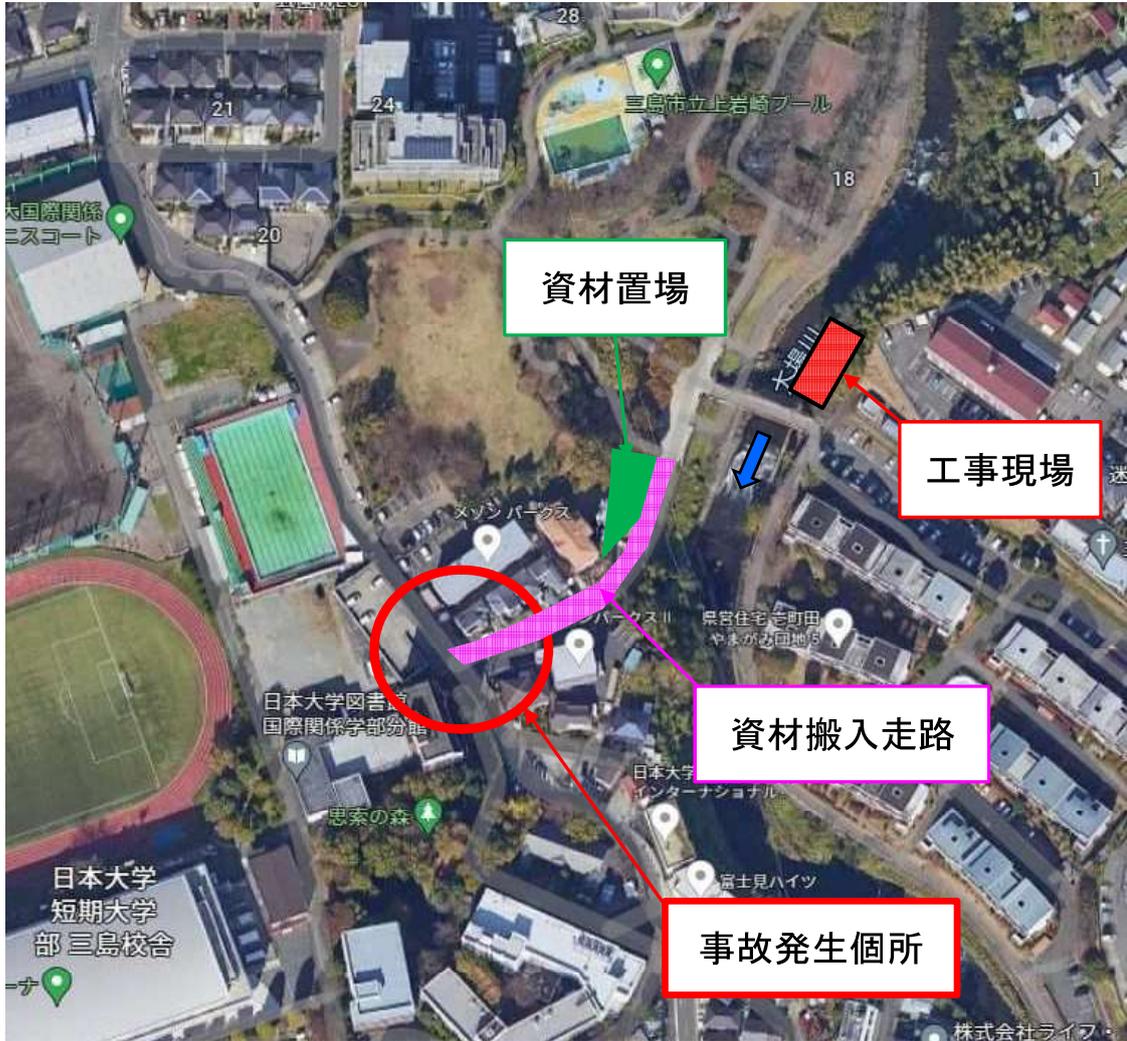
⑤現場全体で、朝のKY活動において当日の進入方法や交通誘導も含む作業計画の確認を徹底する。

⑥新規入場教育時に、今回の事故内容を必ず説明し、再発防止に努める。
新規入場教育の資料に進入方法や交通誘導の方法を記載する。

⑦工事検査課作成「安全講習会用・動画」を活用し、安全教育を実施する。
月に1回行う安全・訓練において視聴を行う。

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

〔事故の状況が分かる写真または図面〕

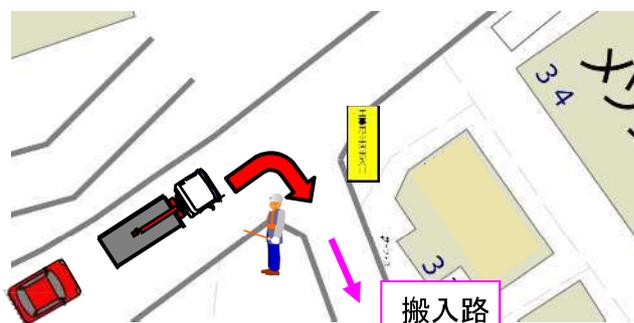


事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

【事故の状況が分かる写真または図面】

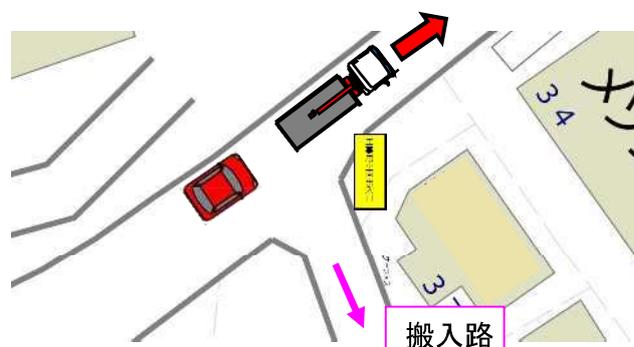
【本来の進入方法】

- ・重量車両以外の中型トラックなどは頭から進入する。
- ・重量車両の大型トラックなどは交通誘導員の指示に従い、後退する。
- ・交通誘導員が常駐している。



【今回の進入方法】

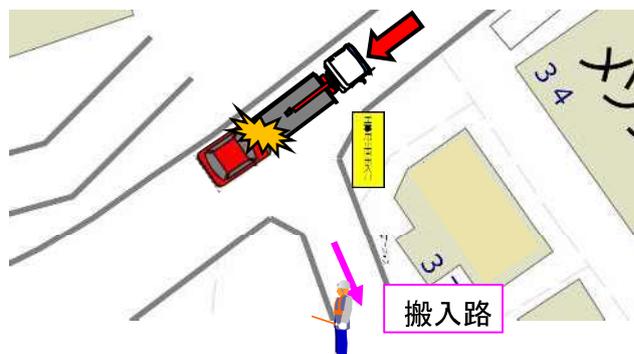
- ①
- ・トラックの運転手が搬入路の入口を誤って直進してしまったため一旦停止した。
 - ・後続車は、後ろ3m程度で一旦停止した。
 - ・交通誘導員が一時的に現場を外していた。



- ②
- ・トラックの運転手が頭から搬入路に入るために、行き過ぎた分を後退しようとした。
 - ・後続車は、後ろ3m程度で一旦停止中。
 - ・交通誘導員は、資材車を確認し戻ってくる途中であり、現場はこちらだと合図した。



- ③
- ・トラックの運転手が、交通誘導員を見て「後退して良い」との合図だと勘違いし、後方不注意で後退したため、後続車に接触した。



事故周知・再発防止〔令和4年度 発生事例〕

〔事故の状況が分かる写真または図面〕

【被災状況】



下記の工事用車両背面のフック及びリアバンパーが被災者車両に接触

事故周知・再発防止〔令和 4年度発生事例〕

[再発防止対策]

・工事事故の災害防止協議会の実施 ※下請けを含む

元請業者と下請業者で、事故の原因の解明と再発防止対策を検討し、安全教育を実施した。

実施日時 令和4年11月14日（月）午後1時00分～

緊急災害防止協議会

1. 事故発生状況報告
2. 事故発生の原因調査と再発防止対策
 - ・発生要因の解明
 - ・再発防止対策の検討
3. 再発防止対策の周知
 - ・当該協力業者への周知徹底
 - ・当該協力業者以外への周知徹底

参加者 計7名（元請業者、下請業者）

事故周知・再発防止〔令和 4年度発生事例〕

[再発防止対策]

・工事事故の緊急安全大会の実施 ※元請のみ

施工部全体で、事故の原因の解明と再発防止対策を検討し、安全教育を実施した。

実施日時 令和4年11月17日（木） 午後5時30分～

緊急安全大会

1. 事故発生状況報告
2. 事故発生の原因調査と再発防止対策
 - ・発生要因の解明
 - ・再発防止対策の検討
3. 再発防止対策の周知
 - ・当該協力業者への周知徹底
 - ・当該協力業者以外への周知徹底
 - ・当社施工中の工事現場への周知

事故周知・再発防止〔令和 4年度発生事例〕

〔再発防止対策〕

- ・ **下請け業者、運搬業者への安全教育の実施** ※下請けを含む元請業者から下請業者、運搬配送業者へ、事故の原因説明と再発防止対策の指導を実施した。

対象業者：運搬業者 ●●●●●●

実施日時 令和4年11月18日（金）午後5時00分～

対象業者：交通誘導員 ●●●●●●

実施日時 令和4年11月19日（土）午前10時00分～

安全教育

1. 事故発生の状況と原因説明、原因
 - ・ 事故発生状況報告
 - ・ 発生要因の説明
2. 再発防止対策の説明
 - ・ 進入方法と交通誘導の説明
 - ・ 運転手からの搬入 15分前連絡の徹底。

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

〔再発防止策〕

① 交通誘導員を必ず常駐させる。

- ・交通誘導員の方は配置場所から移動する場合(トイレ等)は必ず現場代理人に報告し、代わりの合図者を配置した後に移動するように徹底する。
- ・新規入場者教育資料である「安全衛生教育資料」にもその旨記載し、周知徹底する。

② 工所用車両のタイムスケジュール管理を行う。

- ・運転手には現場到着15分前に現場代理人へ連絡を行うこととし、搬入時のタイムスケジュールを徹底する。

③ 交通誘導方法の徹底及び共有を行う。

- ・交通誘導時のサイン等を明記した資料を作成する。
- ・元請・下請に限らず、本工事に関係する車両には、交通誘導時のサイン等の

④ 工所用車両の進入方法の徹底及び共有を行う。

- ・元請・下請に限らず、工所用車両全てに進入方法を各業者へ通知する。
【別紙1参照】

⑤ 作業計画の情報共有徹底を行う。

- ・現場全体で、朝のKY活動において当日の進入方法や交通誘導も含む

⑥ 新規入場教育時に安全管理の徹底を行う。

- ・新規入場教育時に、今回の事故内容を必ず説明し、再犯防止に努める。
【別紙2参照】

⑦ 「安全講習会用・動画」を活用し、安全教育を実施する。

- ・発注者・受注者の工事に携わる全員の安全意識を啓発する安全教育を実施するため月に1回行う安全・訓練において工事検査課作成「安全講習会用・動画」を視聴する。

【搬入搬出業者の皆さんへ】

別紙1

当現場に入場される方々は下記の搬入ルート、
重点注意事項を確認して頂き、入場をお願いします。



【重点注意事項】

- ★搬入車両の運転手は現場代理人に15分前に連絡する。
※現場出入り口の進入方法(前進、後進)はその都度お伝えします。
連絡先 ●●●●● ●●●●● TEL: ●●-●●-●●●
- ★現場出入口では、下記の合図法を把握して、交通誘導員の指示に従って下さい。
※運転手の自己判断でのバック等は絶対禁止。
- ★搬入ルート内では最徐行をお願いします。

交通誘導員による工事車両の合図法

